

金融円滑化にかかる基本的方針

岩手江刺農業協同組合（以下、当JA）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を最も重要な役割のひとつとして位置づけ、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みが合った場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく対応し、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。また、役職員に対しては研修等を実施することにより、上記取組みへの対応能力の向上に努めます。
- 3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うよう努めます。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等に関するお問い合わせ、ご相談、ご要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
- 5 当JAは、中小企業者等金融円滑化法への対応として以下の通り取組んでまいります。
 - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
 - (2) 当JAは、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めます。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意し、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、以下の通り体制を整備致します。

(1) コンプライアンス委員会の役割発揮

代表理事専務以下、関係役員部長を構成員とするコンプライアンス委員会を定期的開催して、金融円滑化にかかる対応を一元管理し、組織横断的に協議します。

(2) 金融円滑化管理責任者の設置

信用事業担当理事を「金融円滑化管理担当者」とし、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 金融円滑化管理担当者の設置

本店・各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、本店・各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

平成27年 4月 1日
岩手江刺農業協同組合